

○キャンパス・ハラスメント及び性暴力等調査委員会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、学校法人昭和女子大学が定めるキャンパス・ハラスメント及び性暴力等（以下、「ハラスメント等」という。）防止委員会規程第13条に基づき、ハラスメント等調査委員会（以下「調査委員会」という。）の役割等について定める。

(調査委員会の設置)

第2条 ハラスメント等の被害を受けた旨の申立てがあり申立人（申立てを行った者をいう。以下同じ。）が被申立人（申立ての相手方をいう。以下同じ。）に対する処罰を伴う強制的な措置を求めたとき、又はハラスメント等防止委員会（以下「防止委員会」という。）が必要と認めたときは、学内調査委員会又は第三者による調査委員会（以下「第三者調査委員会」という。）を設置する。

(学内調査委員会の構成)

第3条 学内調査委員会は、防止委員会の委員により構成されるものとし、その選任に当たっては当該申立内容を鑑み、防止委員会が都度決定する。ただし、当該申立人及び被申立人の所属部署の委員は、含まないものとする。

- 2 防止委員会の委員長は、必要に応じて、外部の有識者を調査委員として任命することができる。
- 3 学内調査委員会の委員長は、原則として防止委員会委員の中から防止委員会の委員長が任命する。

(第三者調査委員会の構成)

第4条 第三者調査委員会は、弁護士等の有識者で構成し、防止委員会のメンバーは含まれないものとする。

(調査委員会の役割)

第5条 調査委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 申立人、被申立人及び関係者からの事情聴取
- (2) 当該申立ての事実関係の究明
- (3) 調査の経緯と結果の記録
- (4) 問題解決案及び措置案を含む調査報告書の作成並びに防止委員会への報告

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、防止委員会の議を経るものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成23年10月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。（第 2 条及び第 4 条に第三者調査委員会を追加）
- 3 この細則は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。（細則名称の変更、第 1 条：性暴力等の追加）